

# 公共施設再生計画《素案》について

## ～ 第 2 回市民説明会・意見交換会 ～

### 1. はじめに

#### 1. 市民説明会・意見交換会の目的

- ◆ 習志野市が保有している老朽化が進む公共施設について、
  - ⇒ 時代の変化に合わせた市民サービスや、将来のまちづくりを展望しつつ、
  - ⇒ 限りある財源を効果的に活用しながら、持続可能な行財政運営のもとで、
  - ⇒ 各施設のあり方を検討し、各施設の再編、再配置を行いつつ、
  - ⇒ 耐震化、建替え、長寿命化、大規模改修など、公共施設の機能を維持していくために必要な工事を、どのように計画し、実施していくのかについて、
  - ⇒ 市の考え方や建替などの計画の素案を市民に説明し、意見を聞き、今後の計画策定の参考とすることを目的とします。
- ◆ ただし、現時点の説明は、あくまでも素案段階の計画であり、今回の説明、意見交換会での様々な質問、意見、アイデアなどを踏まえ、さらに精査を行いつつ、計画作成作業を進めていくものとします。

#### 2. 今後の作業スケジュール

- ◆ 第 1 回意見交換会（平成 25 年 1 月下旬に実施）及びその後の出前講座などにおける様々な質問、意見、さらに、今回（第 2 回）説明・意見交換会における質問、意見の内容を踏まえ、
  - ⇒ 公共施設再生計画《素案》の見直しを行い、平成 25 年 7～8 月頃を目途に、公共施設再生計画の最終案を作成し、パブリックコメントを実施し、
  - ⇒ 平成 25 年 9～10 月頃を目途に、公共施設再生計画を策定し公表します。

#### 【平成 25 年 9～10 月頃までに作成する理由】

- ✚ 公共施設再生計画の実施には、多額の事業費が必要となり、本市の行財政運営に大きな影響を及ぼすことから、公共施設再生計画は、現在、市が作成している次期基本構想・基本計画【計画期間：平成 26 年度～平成 37 年度（12 年間）】に位置付け、その実効性を担保する必要があります。
  - ⇒ 将来都市像を実現するための ～ 自立的都市経営における重点プロジェクト ～ の一つに「1. 公共施設の再生」として位置付けられています。
- ✚ 前期基本計画には、平成 26～31 年度に実施する、主要な事業が計上される予定であることから、公共施設再生計画は、遅くとも 10 月初旬までには、完成させる必要があります。
- ✚ 併せて、財政予測（財源的裏付け）、新経営改革大綱（民間活力活用など施設運営改革、コスト削減、受益者負担の見直し、未利用地有効活用など）との整合性を考えていく必要があります。

## II. 公共施設再生計画（素案）のポイントについて

### 1. 公共施設再生計画の目的

- ◆ 老朽化が進む公共施設の再生を図るために、
  - ⇒ 中長期の視点に立ち、将来のまちづくりを展望する中で、
  - ⇒ 持続可能な財政運営のもとで、各公共施設の適正な機能の確保、配置（統廃合を含む）及び効率的な管理運営を図りつつ、
  - ⇒ 時代の変化に応じたサービスを実施するための器である公共施設について、
  - ⇒ 耐震改修、建替え、長寿命化、大規模改修などの対策を実施する方法や時期を示すことを目的とします。
- ◆ ただし、社会経済状況の変化、国の政策の動向、市民ニーズの変化など、本市を取り巻く環境変化に応じて、適宜計画を見直すなど、柔軟に対応します。
- ◆ また、25 年間という長期の計画を示し、25 年後のまちの姿をイメージできるようにすることにより、市民が習志野市の将来に関心を持ち、次世代のために、今何をすべきかを話し合うための素材を提供することも、計画作成の目的です。

### 2. 公共施設再生計画の内容

- ◆ 公共施設再生計画は、小・中学校などの学校教育施設、幼稚園・保育所・こども園、公民館、図書館、コミュニティセンターなど、建物（公共施設）について、建替工事や大規模改修工事を実施する時期を計画（予定）するものです。
- ◆ さらに、すべての施設を同規模で再生することは不可能なことから、できる限り機能（時代の変化に応じた市民サービス）を維持することを目的として、複合化・多機能化を基本とした、公共施設の再編・再配置（統廃合）の姿を明らかにするものです。
- ◆ そのうえで、公共施設再生計画において計上した再生事業を実施した場合の事業費を試算し、その計画が持続可能な財政運営のもとで実施可能であるかについて、財政予測のもとでの検証を実施します。
- ◆ また、必要な機能についても、所管課と調整します。
- ◆ 計画期間は、平成 26～50 年度の 25 年間とします。（後述）

#### 【このような長期の計画を作成する理由】

- ※ 現在の日本を取り巻く社会経済環境の、急激かつ予測困難な変化の状況を考えると、このような長期間にわたる計画を立案することは、大変困難であると思われます。しかし、公共施設を改修・建替えていくには、多額の経費と長い時間が必要であり、目先の対応だけでは長期的な判断を誤ることも想定されます。
- ※ 従って、長期的な視点のもとで、全体像を把握しながら、財政状況等を勘案しつつ、財政破たんを招かないように、再生事業を計画的に実行することが不可欠です。
- ※ そこで、習志野市の行財政状況を俯瞰する中で、将来展望を示す事業計画として、本計画を立案することとします。
- ※ なお、計画期間の間には、様々な面での環境変化が予想されることから、公共施設再生計画は、一定の期間（3～6 年程度）ごとに、状況変化や P D C A サイクルにより、計画内容を、適宜、柔軟に修正、見直しを行うことを前提とします。

### 3. 公共施設再生計画の計画期間と計画実施水準

計画期間：平成 26（2014）年度～平成 50（2038）年度 25 年間

- この期間内に、すべての小・中学校、高校とほとんどの公共施設が建築後 50 年を経過します。

**第 1 期：平成 26（2014）年度～平成 31（2019）年度 6 年間**

- 第 1 期計画期間は、次期基本構想の前期基本計画期間と一致させます。
- この期間内に計上する再生事業は、実施計画レベルでの検討を行って、確実な事業実現を目指すものとします。

**第 2 期：平成 32（2020）年度～平成 37（2025）年度 6 年間**

- 第 2 期計画期間は、次期基本構想の後期基本計画期間と一致させます。
- 後期基本計画は、現時点では策定されていないことから、後期基本計画の策定作業時点での、財政状況、市民ニーズ、政策の動向などにより、再生事業の修正があることを想定します。
- ただし、基本的には、公共施設再生計画に基づいた事業実施を優先します。

**第 3 期：平成 38（2026）年度～平成 50（2038）年度 13 年間**

- 第 3 期計画期間は、15 年以上将来の計画であることから、社会経済状況などを予測することは困難です。また、現時点では、まちづくりの基本となる長期計画も検討していない期間となります。
- しかし、公共施設の老朽化は着実に進行していくことから、施設の老朽化度合いや、地域特性、市民ニーズの変化を人口推計などのデータに基づき、一定の予測、推計に基づき再生事業を計画します。
- 従って、第 3 期計画期間に計上した再生事業については、その時点における様々な環境の変化により、次々期の基本構想・基本計画を策定する作業において、大幅な修正となることも想定した上での計画とします。

公共施設再生計画の計画期間について																				
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	～	H48	H49	H50
2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028		2036	2037	2038
計画策定	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目			23年目	24年目	25年目
長期計画	次期長期計画（基本構想期間）												未計画期間							
	前期基本計画期間						後期基本計画期間													
公共施設再生計画	公共施設再生計画【第1期】						公共施設再生計画【第2期】						公共施設再生計画【第3期】							
	この期間内に予定する対象施設の建替工事、大規模改修工事等の実施については、事業の緊急性や財政状況を踏まえ、実施計画レベルまで精査して計画します。						この期間内に実施予定の公共施設再生事業については、後期基本計画の策定作業時に、社会経済状況の変化などにより、修正・見直しがあることも想定します。						この期間内に取り組む公共施設再生事業については、施設の老朽化度合いや、利用者の動向、地域特性の変化等を考慮する中で、事業対象や実施時期を計画します。この時点の社会経済状況に応じて、計画の大幅な見直しも想定します。							

### 4. 公共施設の現状と課題

**パワーポイントを使用して説明します。**

## 5. 公共施設再生計画策定にあたっての考え方の元となる 3 つの前提と 7 つの基本方針

- ◆ 公共施設再生計画を策定するにあたって、習志野市の公共施設をめぐる現状から、以下の「3 つの前提」と、「7 つの基本方針」に基づき、施設のあり方を抜本的に見直し、適正な配置と効率的な運営を実現するための、公共施設再生計画の検討を行うこととします。

### 【3 つの前提】

#### 前提 1 : 「機能」と「施設（建物）」の分離

- 公共施設再生を計画するとき、施設（建物）を考えるのではなく、その施設で行われている市民サービス、即ち、機能に着目します。
- 市民にとって必要な「機能」は何かを考え、その「機能」を実施するための「器（ハコ）」である「施設」はどのようなものかを考えます。
- たとえば、公民館は公民館の専用の施設でなくても、図書館や福祉施設、あるいは学校施設などと「複合化」し、共用化できる部分は「多機能化」したうえで共有することにより、結果として共有部分の面積を減らすことが可能となり、「時代の変化に対応した機能を維持しつつ、保有面積を削減する。」ことの実現可能性が高まります。
- また、「機能」を分離して考えることができれば、施設の管理運営などに民間活力の適切な導入を行い、官と民がお互いの得意分野を活かすことで、より効率的な事業実施、管理運営を行うという選択も可能となります。

#### 前提 2 : 保有総量の圧縮

- 本市を取り巻く社会経済環境や財政状況など、様々な現状を考えれば、公共施設の保有総量を圧縮すること（統廃合）は避けて通れません。従って、計画策定に当たっては、財源の確保や管理運営方法の見直しなど、様々な工夫とアイデアにより圧縮幅の多少は検討しますが、保有総量の圧縮（統廃合）は実施します。
- 限りある経営資源の中で、便利で使いやすく、安全安心、市民の自己実現を形にする施設を維持していくためには、「集中と選択」が必要であり、統廃合と再配置は欠かせません。

#### 前提 3 : 施設の質的向上

- 施設再生を実現する際には、環境負荷の低減、バリアフリーなど、質の向上に対応します。
- 公共施設は、災害時に避難所として利用されることも多いことから、避難者の負担を少なくするよう、避難所機能を強化します。
- また、これまでの事後保全から予防保全に切り替え、定期的なメンテナンスを実施します。このことは、施設の質を維持することに繋がり、結果として、利用者の満足度を高め、施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストを低減させる効果があります。

## 【7つの基本方針】

### 基本方針 1

- 施設重視から機能優先へ考え方を転換します。
- 重要なのは「施設」ではなく、そこにある「機能」です。
- 単一目的での施設整備を止め、多機能化・複合化を推進します。

### 基本方針 2

- 更新が可能な量まで、施設の更新事業費を圧縮するために、「機能」を維持しつつ公共施設（建物）を減らします。

### 基本方針 3

- 人口の増減、市民ニーズを勘案して、公共施設更新の優先順位を決定します。
- 優先順位は、「施設（建物）」に順位を付けるのではなく、「機能」についての順位付けをします。

### 基本方針 4

- 未利用地の売却・貸付による有効活用、特に施設再編により新たに生まれた未利用地については財源化を実現します。
- その他、利用者負担の適正化や基金を創設し積み立てを実施するなど、公共施設再生のための財源確保を図ります。

### 基本方針 5

- 計画的な維持保全による、建物の長寿命化を図ります。
- 予防保全により、良いコンディションを保つことは、長い目で見ると、結果的に費用（ライフサイクルコスト）の節約に繋がります。

### 基本方針 6

- 環境負荷の低減やバリアフリーに対応するとともに、民間活力を導入するなど、効率的、効果的な運営に努めます。

### 基本方針 7

- 避難所機能を強化します。複合化により多機能化が進むことは、避難者の負担を少なくする機能を増やすことでもあります。

## 6. 公共施設再生計画《素案》【実施計画（案）】

- ⊕ 現時点における公共施設の老朽化（建築後経過年数等）などの状況を勘案する中で、公共施設再生計画基本方針及びこれまでの説明を踏まえ、  
⇒ 平成 26 ～ 50 年度までの公共施設再生計画の実施計画を提示します。
- ⊕ 公共施設を全市利用施設と地域利用施設に分類し、現状の配置を基本として計画します。（別添資料参照）  
⇒ 全市利用施設：全市民が利用する、あるいは全市民のために存在する施設  
⇒ 地域利用施設：施設が所在する地域の市民が主に利用する施設
- ⊕ 保育所、幼稚園、こども園については、子ども・子育て関連 3 法に基づき、平成 27 年 4 月から、「子ども・子育て支援計画」に基づく、新たな制度がスタートすることから、この計画に併せて、公共施設再生計画の修正を行うものとします。
- ⊕ 現時点では、JR 津田沼駅南口特定土地区画整理事業による、児童・生徒数の増加に伴う小・中学校等の対応策が未確定であることから、今後、対応策が決定した時点で、今回の説明内容が修正になることが見込まれます。
- ⊕ 公共施設再生計画試案は、以下の考え方を基本として、複数のケースを想定します。

### **ケース 1：保有総量を圧縮しつつも、現在の機能をできる限り維持していく場合**

#### **【小・中学校】**

- 学校施設については、平成 26 年度までに耐震補強工事を完了させることを優先します。ただし、耐震補強工事は、建物の耐用年数を伸ばす長寿命化工事ではないことに注意が必要です。
- 学校施設の建替え時期は、津田沼小学校の建替えを建築後 55 年までに完了させたことから、他の学校についても建築後 60 年程度で建替えを実施する計画とします。
- 学校施設の建替えは、原則として学校単位で建替えるものとします。
- 学校を構成する主要な棟のうち、一番古い経過年数の棟を基準に計画します。ただし、比較的新しい棟や体育館については時期をずらして計画することも想定します。
- 学校施設の建替え等にあたっては、地域の拠点施設としての役割を果たせる施設としていく方針であることから、その内容を踏まえた建替えを計画します。
- 建物の耐用年数を伸ばす長寿命化の可能性についても、今後、分析・検討する中で計画に反映させていきます。
- 習志野市の人口推計結果から、市域全体では児童数の減少が見込まれることから、学校の適正規模を勘案する中で学校施設の建替えに際して、今後は、学区見直し、統廃合を検討し計画します。ただし、今回の計画では、学区については、現状のままで計画しています。
- 新たな開発への対応について、適宜、計画を見直します。
- ケース 1 では、統廃合の対象として、袖ヶ浦東小と袖ヶ浦西小、秋津小と香澄小、第三中学校と第七中学校を想定し、児童数の推移によっては、将来的に、向山小学校の廃校を検討します。なお、これらの学校の統廃合は、第 3 期期間に計画します。

平成 25 年 5 月 第 2 回公共施設再生計画《素案》に関する説明会、意見交換会資料 財政部資産管理室資産管理課  
➤ 建替えにあたっては、地域への説明、設計などの準備期間を含めると工事完了まで、最短でも 4 年間は必要なことを考慮するとともに、建替工事に際しては、仮設校舎への一時移転が必要な場合も想定します。

### **具体的な計画（案）**

#### **全学校対応**

- 学校建替え時には、規模等は地域特性により異なりますが、地域利用機能を設置します。
- 学校プールについては、できる限り民間プールの利用や相互利用を図り、運動場の面積を確保することを検討します。
- 今後の幼稚園、保育所、こども園の併設・複合化は、子ども子育て支援事業計画により、再度、検討します。
- 生涯学習機能の複合化にあたっては、動線や管理運営面などから、生徒の安全確保など、今後、設計レベルでの検討を行います。

#### **津田沼小学校**

⇒ 平成 24 年度に建替え完了。

※学校名の後の【 】内の数字は、計画期間中の建築後の経過年数です。

### **第 1 期計画期間**

#### **大久保小学校【55～60】**

- ⇒ 第 1 期中に建替えを実施します。
- ⇒ また、モデル事業として、複合化やりノベーションの可能性を検討します。

#### **実籾小学校【51～56】**

⇒ 第 1 期中に建替えを実施します。

#### **第二中学校【55～60】**

⇒ 第 1 期に体育館の建替えを実施します。

#### **第五中学校【37～42】**

⇒ 第 1 期に、長寿命化の可能性を検討したうえで大規模改修を実施し継続使用を予定します。

### **第 2 期計画期間**

#### **谷津小学校【59～64】**

- ⇒ 第 2 期中に建替えを実施します。
- ⇒ 区画整理事業に伴う児童数増加対策により、今後、事業実施時期の前倒しも想定します。

#### **鷺沼小学校【56～61】**

⇒ 第 2 期中に建替えを実施します。

#### **大久保東小学校【57～62】**

⇒ 第 2 期中に建替えを実施します。

⇒ 将来的には、余裕教室を大久保こども園の受け皿として活用を予定します。

### **谷津南小学校【35～40】**

⇒ 計画期間内に建替えは実施しないが、大規模改修時に谷津公民館機能の移転のための改修を実施し、谷津公民館の併設を検討します。

### **第二中学校【61～66】**

⇒ 第 2 期に校舎等の建替えを実施します。

### **第三中学校【53～58】**

⇒ 第 2 期中に建替えを実施します。

⇒ 第 3 期前半に、生徒数の推移を考慮し、第七中学校を受け入れる形で統合を検討します。

### **第六中学校【42～47】**

⇒ 第 2 期に、長寿命化の可能性を検討したうえで大規模改修を実施し継続使用を予定します。

### **第七中学校【41～46】**

⇒ 第 2 期に、長寿命化の可能性を検討したうえで大規模改修を実施し継続使用を予定します。

⇒ その後、第三中学校の生徒数の推移を考慮し、第三中学校へ統合を検討します。

## **第 3 期計画期間**

### **袖ヶ浦西小学校【59～71】**

⇒ 第 3 期前半に袖ヶ浦運動公園内に袖ヶ浦東小と統合し建替えを検討します。

⇒ 併せて、袖ヶ浦公民館の機能を統合し、袖ヶ浦体育館の併設を検討します。

⇒ なお、袖ヶ浦スポーツゾーン機能については別途検討します。

### **東習志野小学校【57～69】**

⇒ 第 3 期前半に建替えを実施します。

⇒ 当面は大規模校が続くが、将来的には学級数が減少することから、東習志野図書館、東習志野 CC、総合教育センター機能等の統合を検討します。

### **袖ヶ浦東小学校【57～69】**

⇒ 第 3 期前半に袖ヶ浦運動公園内に袖ヶ浦西小と統合し建替えを検討します。

⇒ 併せて、袖ヶ浦公民館の機能を統合し、袖ヶ浦体育館の併設を検討します。

⇒ なお、袖ヶ浦スポーツゾーン機能については別途検討します。

### **屋敷小学校【54～66】**

⇒ 第 3 期後半に建替えを実施します。

### **藤崎小学校【52～64】**

⇒ 第 3 期後半に建替えを実施します。



### **実花小学校【51～63】**

⇒ 第 3 期後半に建替えを実施します。

### **向山小学校【51～63】**

⇒ 児童数の推移によっては、第 3 期に廃止を検討します。

### **秋津小学校【47～59】**

⇒ 第 3 期前半に、第七中学校が第三中学校へ統廃合（後述）した後の校舎へ移転を予定します。《秋津小学校と香澄小学校を統合し、七中学校の校舎へ移転》

### **香澄小学校【46～58】**

⇒ 第 3 期前半に、第七中学校が第三中学校へ統廃合（後述）した後の校舎へ移転を予定します。《秋津小学校と香澄小学校を統合し、七中学校の校舎へ移転》

### **第一中学校【55～67】**

⇒ 第 3 期前半に建替えを実施します。

⇒ 区画整理事業に伴う生徒数増加対策により、今後、事業実施時期の前倒しも想定します。

### **第四中学校【58～70】**

⇒ 第 3 期後半に建替えを実施します。

### **第七中学校【47～59】**

⇒ 第 2 期に、長寿命化の可能性を検討したうえで大規模改修を実施し継続使用を予定します。

⇒ その後、第三中学校の生徒数の推移を考慮し、第三中学校へ統合を検討します。

⇒ 第三中学校へ統合後の校舎は、一部改造後、秋津小学校、香澄小学校を統合し、受け入れを検討します。

《第七中学校の校舎を改造し、秋津、香澄小学校を統合した小学校を移転》

## **【その他の学校教育施設】**

### **学校給食センター**

⇒ 耐震性能、老朽化の現状から、PFI方式、民設民営、親子給食化の検討を含め、早期の対策を計画します。

⇒ 給食の単独校化の進展との整合を図ります。

### **鹿野山少年自然の家**

⇒ 耐震補強工事を実施するとともに、平成 26 年度時点で築後 41 年を経過することから、今後のあり方（規模、運営方法等）を検討し、大規模改修・長寿命化工事等を計画します。

### **習志野高等学校**

⇒ 耐震改修工事を実施するとともに、平成 26 年度時点で築後 40 年を経過し、建替え、長寿命化等の検討時期となりますが、大規模な施設であるため、第 3 期計画期間中の対策実施に向け、今後のあり方を含め十分な検討を行います。

## **総合教育センター**

- ⇒ その役割は重要なことから、文教地区に所在する立地から、東習志野小学校、第四中学校の建替え時期を勘案する中で、機能に移転し建物は廃止します。

## **【生涯学習施設等】**

- 今後の生涯学習施設のあり方を見直し、公民館、コミュニティセンターなどは、再編・統廃合を計画します。
- 学校施設に併設する地域利用機能や、複合化する生涯学習機能については、動線や管理運営面などから、生徒の安全確保など、今後、設計レベルでの検討を行います。
- スポーツ施設については、新庁舎建設に伴う市役所前体育館の廃止及び、袖ヶ浦体育館を中心とするスポーツゾーンについて、袖ヶ浦東・袖ヶ浦西小学校の統廃合に併せ、その在り方を検討するほかは、基本的には現状維持とします。

## **具体的な計画（案）：大久保地区モデル事業**

### **第 1 期計画期間**

- ⇒ 平成 26 年度時点で築後 48 年を経過する大久保公民館・市民会館については、第 1 期計画期間の前半において建替えを計画します。
- ⇒ その際、1 キロ圏内に同じく老朽化が進む屋敷公民館、ゆうゆう館、大久保図書館、勤労会館、藤崎図書館、あづまこども会館など同種の施設が存在することから、これらの施設を統合し、その施設で行われていた機能を維持できる複合型多目的施設として建替え、あるいはリノベーションを検討し計画します。

【リノベーション：建替えの代替え手段であり、既存構造体を活用し、躯体の補強、増改築、新たな付加価値、用途を付加する工法。】

- ⇒ 藤崎図書館を大久保図書館に統合し、残った藤崎図書館跡のスペースについては、耐用年数まで藤崎地区のコミュニティセンターとして活用します。

## **具体的な計画（案）：大久保地区モデル事業を除く**

### **第 2 期計画期間**

#### **菊田公民館**

- 第 2 期中に老朽化度合等を見極め廃止を検討します。

#### **谷津公民館**

- 第 2 期の谷津南小学校の大規模改修時に、谷津公民館機能の複合化を実施し、谷津公民館の廃止を検討します。

#### **富士吉田青年の家**

- 大規模改修を実施するとともに、今後のあり方を検討します。

### **第 3 期計画期間**

#### **袖ヶ浦公民館**

- 第 3 期の袖ヶ浦東、袖ヶ浦西小学校の統廃合による、(仮)袖ヶ浦小学校に袖ヶ浦公民館機能の複合化を検討し、袖ヶ浦公民館は廃止します。

#### **実花公民館**

- 第 3 期後半の実花小学校建替えに併せて、小学校内に地域利用機能として存続し実花公民館は廃止を検討します。

#### **新習志野公民館・図書館**

- 第 3 期に長寿命化を見据えた大規模改修を実施し継続します。

#### **東習志野 C. C. ・図書館**

- 第 3 期中に東習志野小学校の建替えに併せ、複合化を行い東習志野 C C 及び図書館の廃止を検討します。

#### **谷津 C. C. ・図書館**

- 第 3 期に長寿命化を見据えた大規模改修を実施し継続します。

#### **【幼稚園・保育所・こども園】**

- 幼稚園・保育所については、平成 26 年度までに耐震補強工事を完了させることを優先します。
- 現在、こども部において、「こども園整備と既存市立幼稚園及び市立保育所再編第 2 期計画」を作成作業中です。
- 従って、現時点では、第 1 期こども園構想及び施設の老朽化対応を考慮した施設計画とし、第 2 期計画及び平成 27 年 4 月から、新たな制度としてスタートする「子ども・子育て支援計画」の作成状況により、適宜、計画の修正を行うこととします。
- なお、今後のこども園整備については、学校施設の建替時期に合わせ、地域の子育て拠点施設として、統合による施設整備を計画することを基本に立案します。

#### **【庁舎及び消防本部（中央消防署）】**

- 平成 25 年度に基本設計を行い、平成 29 年 6 月の竣工を目指します。

#### **【福祉施設・公園施設】**

- 保健会館は新庁舎に機能を移転し廃止します。
- 原則として築後 35 年程度の時期に大規模改修を実施します。その際、長寿命化を検討し、可能であれば長寿命化工事を実施します。

#### **【その他の施設】**

- 消防、市営住宅、公園施設などについては、基本的には現状維持の計画ですが、今後、さらに所管課と協議の上、検討を進めます。

### ケース 1 の場合に、計画期間中（25 年間）に必要な事業費【試算】

- ✦ 建替え、大規模改修等の事業費については、現在の床面積にて試算します。
- ✦ 20 年改修、35 年改修の事業費を含んでいます。
- ✦ 同種類の複数の施設を統合する事業費については、単独でそれぞれを建替える事業費の 60% で計算しています。
- ✦ 異なる施設を複合化した場合の事業費については、単独でそれぞれを建替える事業費の 80% で計算しています。
- ✦ 市営住宅は「市営住宅等長寿命化計画」の事業費を採用します。
- ✦ 市庁舎及び消防庁舎建替えの事業費は、90 億円を採用します。

#### 【試算結果】

上記の前提条件で試算した結果、

- 平成 26 年度～平成 50 年度までに必要な事業費は、**約 670 億円** となりました。  
この事業費は、現在の保有総量を維持する場合の、
- 平成 23 年度～平成 47 年度までの 25 年間の事業費 **約 868 億円 の 77%、削減率は 23%、**
- 平成 26 年度～平成 50 年度までの 25 年間の事業費 **約 965 億円 の 69%、削減率は 31%、** となっていますが、

依然として、この 25 年間に確保可能と見込まれる事業費 **約 375 億円の 1.78 倍** であり、**事業費の不足額は 25 年間で 約 295 億円、**  
平均すると、**1 年間に 約 11 億 8 千万円 の事業費が不足**します。

### ケース 1 の場合に、有効活用が可能となる見込みの用地

- ✦ ケース 1 の場合に、公共施設の統廃合により、有効活用が可能となる予定の用地は、以下のとおりです。

#### 《小学校》

袖ヶ浦西小学校、袖ヶ浦東小学校、秋津小学校、香澄小学校、（向山小学校）

#### 《公民館、コミュニティセンター（CC）、図書館等》

屋敷公民館、菊田公民館、谷津公民館、袖ヶ浦公民館、東習志野 CC・図書館、ゆうゆう館、あづまこども会館

#### 《その他》

現市庁舎敷地、保健会館

## 7. 今後の更なる対策の検討について

- ◆ ケース 1 による試算結果を受けて、今後、以下の項目による検討を進めることとします。
  - ✚ 人口推計結果に基づく学級数の推計から、学校規模を縮小して建替えが可能かを精査するなど、必要な床面積の精査を行う。
  - ✚ ケース 1 より、さらに再編、再配置、統廃合を進める計画を検討する。
  - ✚ 事業費の増額に向けた、財源確保策を検討する。
- ◆ 財源確保策について検討します。
  - ✚ 一定のルールの下で、財源としての地方債の発行を行った場合に、後年度の、市の元利償還金に係る負担がどの程度になるのか試算します。

皆さんのアイデアをお聞かせください。